

# 岐阜県公報

## 目 次

### 告 示

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例第六条の規定による事務の一部を委託する法人その他の団体

(防 災 課)

ページ  
一

号 外 (一) 平 成 二 十 八 年 十 一 月 三 十 日

## 告 示

岐阜県告示第六百三三号

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第四十七号）第六条の規定により、同条に規定する事務の一部を委託する法人その他の団体を次のとおり指定する。

平成二十八年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 事務の一部を委託する法人その他の団体

大野郡白川村鳩谷五一七番地

白山山岳遭難対策協議会

郡上市八幡町島谷二二八番地

郡上市

二 指定年月日

平成二十八年十二月一日

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日  
金曜日)

発行

(休日  
に当たる  
ときは翌日)

平成二十八年十一月三十日

平成二十八年十一月三十日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社